3 保険料の状況

(1)保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料基準額は、区介護保険事業計画の3年間の計画期間ごとに必要な介護サービス給付費の見込みや、高齢者人口の見込み数値等により算出する仕組みになっている。 この基準額を基に所得状況に応じた(段階ごとの)保険料を設定している。

平成 30 年度から令和 2 年度までの第 7 期計画期間においては、第 6 期に引き続き、国の標準 9 段階を細分化し、15 段階とした。また、給付費の 5 割の公費負担とは別枠で、低所得高齢者 の保険料軽減強化策としての公費を投入した。

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間においても、低所得高齢者の保険料軽減強化策を継続するとともに、介護給付費準備基金を活用することにより、第7期と同じく 15 段階とし、保険料を据え置いた。

令和6年度から令和8年度までの第9期計画期間においては、国の標準 13 段階を細分化し、20 段階とした。高所得高齢者の保険料の引き上げ及び公費の投入により、低所得高齢者の保険料軽減を継続するとともに、介護給付費準備基金を活用することにより、保険料の増額を抑制している。

(2)保険料の推移(第1期~第9期)

保険料は、高齢者の増加に伴う給付費の増により上昇傾向にあり、第1期(平成 $12\sim14$ 年度)の 2,983 円から第9期(令和 $6\sim8$ 年度)の 6,107 円と約2倍となっている。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
(平成12~ 14年度)	(平成15~ 17年度)	(平成18~ 20年度)	(平成21~ 23年度)	(平成24~ 26年度)	(平成27~ 29年度)	(平成30~ 令和2年度)	(令和3~ 5年度)	(令和6~ 8年度)
2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円	6,107円

(3)保険料の徴収

第1号被保険者の介護保険料は、年金の定期支払い(年6回)の際に、年金から所得段階別の保険料があらかじめ差し引かれる『特別徴収』が原則である。しかし、年金が年額 18 万円に満たない場合等は、区から送付する納付書で、毎月末日までに納付する『普通徴収』となる。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険(国民健康保険等)の保険料の一部として一括して 徴収される(保険料の額等は医療保険によって異なる。)。

第1号被保険者の所得段階別保険料額

令和3年度~令和5年度[第8期計画期間]

※第1段階・第2段階・第3段階の上段は軽減前、下段は軽減後の保険料額

所得段階		対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護(・世帯全員)	0.50	36,100円	
7,7 1,7,1		が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と 金額の合計が 80 万円以下	0.30	21,700円
第2段階	住 丗	本人の課税年金収入額と合計所得	0.70	50,600円
71 Z 7X PG	住民税非課税	金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円
第3段階	非員課が	本人の課税年金収入額と合計所得	0.75	54,200円
	柷	金額の合計が 120 万円超	0.70	50,600円
第4段階	者がいる に住民税課税 で世帯	本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階(基準額)	る税で住 供税 帯税	本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階		合計所得金額が 120 万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.65	119,200円
第10段階	本人が住	合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	130,000円
第11段階	人が住民税課税	合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が 3,000 万円以上	3.50	252,800円

令和6年度~令和8年度[第9期計画期間]

※第1段階・第2段階・第3段階の上段は軽減前、下段は軽減後の保険料額

所得段階		対象者	保険料率	年額保険料
第1段階		が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	0.455	33,400円
78 2 1216		が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と 金額の合計が 80 万円以下	0.285	20,900円
第2段階	住世	本人の課税年金収入額と合計所得	0.63	46,200円
分 2 权阳	住民税非課税	金額の合計が80万円超120万円以下	0.43	31,600円
第3段階	課が	本人の課税年金収入額と合計所得	0.69	50,600円
		金額の合計が120万円超	0.685	50,300円
第4段階	者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下	0.85	62,400円
第5段階(基準額)	者がいる に住民税課税 で世帯	本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円超	1.00	73,300円
第6段階		合計所得金額が 120 万円未満	1.15	84,300円
第7段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.25	91,700円
第8段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40	102,700円
第9段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.70	124,700円
第10段階		合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満	1.80	132,000円
第11段階		合計所得金額が 420 万円以上 500 万円未満	1.90	139,300円
第12段階	本人が	合計所得金額が 500 万円以上 620 万円未満	2.10	154,000円
第13段階	が住民税課税	合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.30	168,600円
第14段階	課税	合計所得金額が 720 万円以上 750 万円未満	2.40	176,000円
第15段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.55	187,000円
第16段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	2.85	209,000円
第17段階		合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	3.10	227,300円
第18段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.30	241,900円
第19段階		合計所得金額が 3,000 万円以上 4,000 万円未満	3.60	263,900円
第20段階		合計所得金額が 4,000 万円以上	3.90	285,900円

所得段階別及び徴収区分別 第1号被保険者数

(各年度末現在 単位:人)

	元年度					2年度			3年度			
所得 段階	特別徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	4,980	1,716	6,696	15.2%	4,779	1,777	6,556	14.9%	4,757	1,809	6,566	14.8%
2	2,317	238	2,555	5.8%	2,201	440	2,641	6.0%	2,351	434	2,785	6.3%
3	2,486	426	2,912	6.6%	2,534	447	2,981	6.8%	2,405	433	2,838	6.4%
4	3,974	606	4,580	10.4%	3,734	716	4,450	10.1%	3,684	715	4,399	9.9%
5	3,804	198	4,002	9.1%	3,759	251	4,010	9.1%	3,802	236	4,038	9.1%
6	4,680	482	5,162	11.7%	4,630	604	5,234	11.9%	4,555	596	5,151	11.6%
7	5,042	512	5,554	12.6%	5,445	672	6,117	13.9%	5,503	707	6,210	14.0%
8	3,459	371	3,830	8.7%	3,351	558	3,909	8.9%	3,364	555	3,919	8.8%
9	2,018	211	2,229	5.1%	1,428	241	1,669	3.8%	1,486	232	1,718	3.9%
10	1,150	144	1,294	2.9%	1,134	195	1,329	3.0%	1,184	206	1,390	3.1%
11	1,491	223	1,714	3.9%	1,415	289	1,704	3.9%	1,403	319	1,722	3.9%
12	677	158	835	1.9%	665	181	846	1.9%	642	208	850	1.9%
13	1,168	302	1,470	3.3%	1,122	386	1,508	3.4%	1,162	437	1,599	3.6%
14	346	127	473	1.1%	374	137	511	1.2%	344	145	489	1.1%
15	513	136	649	1.5%	500	170	670	1.5%	438	175	613	1.4%
合計	38,105	5,850	43,955	100.0%	37,071	7,064	44,135	100.0%	37,080	7,207	44,287	100.0%

		4年	E度		5年度			
所得 段階	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	4,784	1,775	6,559	14.8%	4,746	1,676	6,422	14.5%
2	2,480	411	2,891	6.5%	2,472	415	2,887	6.5%
3	2,468	400	2,868	6.5%	2,509	409	2,918	6.6%
4	3,574	686	4,260	9.6%	3,422	701	4,123	9.3%
5	3,789	205	3,994	9.0%	3,848	191	4,039	9.1%
6	4,506	494	5,000	11.3%	4,658	493	5,151	11.6%
7	5,495	632	6,127	13.8%	5,503	649	6,152	13.9%
8	3,377	490	3,867	8.7%	3,336	515	3,851	8.7%
9	1,434	226	1,660	3.8%	1,494	241	1,735	3.9%
10	1,200	210	1,410	3.2%	1,168	217	1,385	3.1%
11	1,421	313	1,734	3.9%	1,473	331	1,804	4.1%
12	732	224	956	2.2%	678	228	906	2.0%
13	1,265	454	1,719	3.9%	1,196	477	1,673	3.8%
14	354	152	506	1.1%	346	179	525	1.2%
15	495	195	690	1.6%	505	220	725	1.6%
合計	37,374	6,867	44,241	100.0%	37,354	6,942	44,296	100.0%

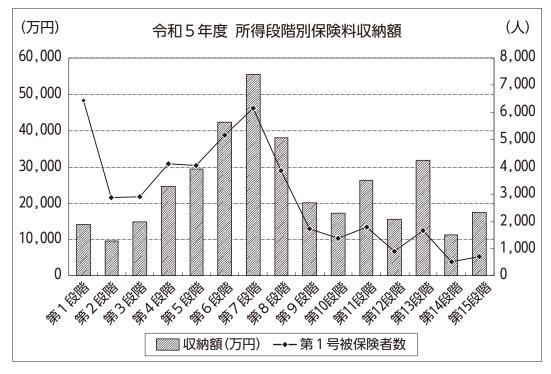
[※]比率は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況

【令和5年度】 (単位:円)

				(
국다 소를 되지 않는	⇒ 1 1 4 4 5	117 44 45	収納率		
所得段階	調定額	収納額	5年度	4年度	
第1段階	142,910,200	140,771,600	98.5%	98.1%	
第2段階	95,879,900	95,400,400	99.5%	99.5%	
第3段階	149,791,200	148,551,800	99.2%	96.1%	
第4段階	248,810,200	245,827,300	98.8%	98.3%	
第5段階	294,596,300	293,727,200	99.7%	98.9%	
第6段階	426,130,300	423,176,100	99.3%	98.7%	
第7段階	556,974,000	553,014,300	99.3%	98.5%	
第8段階	384,340,500	380,956,400	99.1%	98.9%	
第9段階	203,934,400	201,983,600	99.0%	99.2%	
第10段階	175,677,800	173,777,600	98.9%	99.4%	
第11段階	267,664,000	264,071,300	98.7%	98.9%	
第12段階	158,413,500	155,717,400	98.3%	98.8%	
第13段階	325,170,100	318,998,400	98.1%	99.1%	
第14段階	115,115,600	112,406,800	98.0%	98.9%	
第15段階	177,989,900	174,392,500	98.9%	98.8%	
過年度賦課分 (所得段階区分せず)	6,693,900	5,996,100	89.6%	89.9%	
合計	3,730,091,800	3,688,768,800	98.9%	98.7%	

	調定額	収納額	不納欠損額	収納率
滞納繰越分	97,905,200	19,655,700	32,911,400	20.1%



(単位:円)

(4)							
			調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		特別徴収	3,200,920,000	3,200,920,000	0	0	100.0%
 	現年	普通徴収	498,505,500	447,426,300	0	51,079,200	89.8%
元年		小計	3,699,425,500	3,648,346,300	0	51,079,200	98.6%
度	浡	带納繰越	115,994,900	18,208,800	45,331,600	52,454,500	15.7%
		合計	3,815,420,400	3,666,555,100	45,331,600	103,533,700	96.1%
		特別徴収	3,078,151,000	3,078,151,000	0	0	100.0%
)	現年	普通徴収	560,586,400	511,345,800	0	49,240,600	91.2%
2 年	'	小計	3,638,737,400	3,589,496,800	0	49,240,600	98.6%
度	浡	 静納繰越	103,254,700	16,933,100	38,800,500	47,521,100	16.4%
	合計		3,741,992,100	3,606,429,900	38,800,500	96,761,700	96.4%
		特別徴収	2,979,093,800	2,979,093,800	0	0	100.0%
3	現年	普通徴収	676,505,500	626,107,000	0	50,398,500	92.6%
年	'	小計	3,655,599,300	3,605,200,800	0	50,398,500	98.6%
度	浡		96,404,300	15,658,600	32,237,200	48,508,500	16.2%
		合計	3,752,003,600	3,620,859,400	32,237,200	98,907,000	96.5%
		特別徴収	3,064,918,700	3,064,918,700	0	0	100.0%
4	現年	普通徴収	641,108,700	592,686,400	0	48,422,300	92.4%
年		小計	3,706,027,400	3,657,605,100	0	48,422,300	98.7%
度	浡	帯納繰越	98,559,800	15,817,900	32,772,000	49,969,900	16.0%
		合計	3,804,587,200	3,673,423,000	32,772,000	98,392,200	96.6%
		特別徴収	3,098,319,000	3,098,319,000	0	0	100.0%
5	現年	普通徴収	631,772,800	590,449,800	0	41,323,000	93.5%
年		小計	3,730,091,800	3,688,768,800	0	41,323,000	98.9%
度	浡		97,905,200	19,655,700	32,911,400	45,338,100	20.1%
		合計	3,827,997,000	3,708,424,500	32,911,400	86,661,100	96.9%

[※]収納額は、収入額から還付未済を差し引いた金額である。

[※]各年度5月31日現在の金額となっている。

(4)保険料の個別減額

申請した月から、次の条件を全て満たす方の保険料を、第1段階と同率に減額する制度である。

- ①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。
- ②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)。
- ③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で 240 万円以下であること(世帯員が1人増えるごと に 100 万円を加算)。
- ④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。
- ⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑥住民税課税者の扶養を受けていないこと。
- ⑦原則として保険料を滞納していないこと。

年度	承認件数	減額金額
元年度	4件	48,300円
2年度	2件	21,600円
3年度	1件	10,800円
4年度	0件	0円
5年度	1件	10,800円

(5) 保険料の減免・徴収猶予

次の場合に、被保険者に対して、申請に基づき実情を調査の上、保険料の減額・免除や徴収の 猶予を行う制度である。

- ①災害により損害を受けた場合
- ②世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合
- ③東日本大震災により被災した場合
- ④新型コロナウイルス感染症の影響(令和2~4年度のみ)

(単位:件)

年度	災害等による 減免・猶予	東日本大震災 被災者	新型コロナ ウイルス感染症	合計
元年度	2	3	_	5
2 年度	4	3	1,287	1,294
3年度	2	3	501	506
4年度	0	3	255	258
5 年度	0	3	_	3